

## 「第28回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成31年3月13日(水曜日) 19:00～21:10

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 廣脇琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別  
対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副  
主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル4名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 柳環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、矢  
間主幹

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自  
治会から計11名

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 1名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 35名)

司会： 皆さんこんばんは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第28回旧RD  
最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきます。

まず、話し合いを始めるに当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の廣脇から御挨拶  
を申し上げます。

部長： 皆さん、こんばんは。3月になりまして、それでも大変寒い中、またお忙しい中、  
夜分お集まり頂戴いたしまして、ありがとうございます。

本年、5回目の協議会ということで、お集まりいただきました。大変お世話にな  
ります。

先日は、2月に現地見学会を開催させていただいたところでございますけど、そ  
のほうにもお越しいただきましてありがとうございます。そのときにご覧いただ  
いたと思いますけど、この間から説明しておりましたオールケーシング工法による  
底面遮水の状況などご覧いただけたと思います。おかげさまで無事に、順調に計画  
どおりに進んでいるということで、改めて御協力と御理解に感謝申し上げる次第で  
ございます。

さて、本日の議事の内容でございますけれども、次第でございますように2、3、  
4の3点ということになっております。2番目の「モニタリング調査の結果」につ  
きましては、毎回報告させていただいているところでございますけれども、基本的  
に大きな変動はないということでございますけれども、いずれにしても環境基準を  
超えているところがございますので、引き続き注意深く見ていきたいというところ

ございます。

2点目と申しますか、ナンバー3と書いてございます「二次対策工事等の進捗状況」ということでございますけれども、今回の底面遮水工や有害物掘削の状況などにつきまして御報告をさせていただきます。合わせまして、この間もちょっとお話が出ておりましたけれども、ドラム缶の今までの状況でございますね。これを説明させていただきますたいということでございます。

それから4番と書いてございます。「モニタリング調査計画案」ということでございますが、これも今年何回か協議させていただいたことでございますけれども、皆さんの御意見をいただいて、またアドバイザーの先生からも御意見をいただいておりますので、これにつきまして今年度、計画の基本項目を取りまとめまして、また来年度に詳細項目の御検討を行いたいと考えておりますので本協議をよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、これまでからいろんなことにつきまして、地元の皆様とはできるだけ意見交換、あるいは情報交換をちゃんとやらせていただくということの中で進めてきております。何とか工事を着実に進めまして、平成32年度の末までに二次対策工事の完成を目指したいと考えてございますので、どうぞ引き続き御理解と御協力をいただきますように、改めてお願い申し上げます御挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会： 私、本日司会をさせていただきます県の最終処分場特別対策室の伊香と申します。よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、あらかじめお断りをさせていただきます。この会議は、旧RD最終処分場問題にかかる周辺6自治会の皆様と県と市の意見交換の場でございますので、会議中傍聴の方からの御発言はお受けしないこととしております。

会場の使用時間の関係がございまして、会議は最終で9時30分までとさせていただきます。それから本日、他の利用者がいらっしゃいますので、途中音がするかもしれませんが、御了承をお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。

本日、お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第が1ページのものがございます、資料の1「第27回連絡協議会の開催結果」裏表2ページのもの。それから資料の2としまして「平成30年度第3回モニタリング調査結果について」27ページまでございます。それから資料の3としまして「工事等の進捗状況について」19ページまで。それから資料の4としまして「二次対策工事後のモニタリング調査計画案について」9ページのものがございます、以上となっております。資料の足りない方、ございましたら会議の途中でも言っていただいたら御用意しますので、お知らせください。

会議の途中からは前のスクリーンのほうでも適宜、資料を示しながら説明させていただきますので、お手元とスクリーンと両方ごらんになりながら見ていただければと思います。

それでは議事に入らせていただくこととしまして、まず議事の1、前回の開催結果につきまして、説明をいたします。

室長補佐：小野と申します。どうぞよろしく申し上げます。ちょっと座って説明させていただきます。

資料につきましては、前回の協議会の開催結果を取りまとめたものでございます。ちょっと読み上げになりますけど、報告させていただきます。

まず1番の前回の開催結果の確認についてというところでございます。

「一般廃棄物が有害であった場合の県有地の土地所有者としての法的整理に時間が欲しいと回答があったが整理はできたのか」という御質問でございました。これに対しまして、県の中でまだ十分な整理ができておりませんので、もう少し時間をいただきたいと回答いたしております。

次に2番の平成30年度第2回モニタリング調査結果については質疑のほうはございませんでした。

次、3番の工事等の進捗状況について御説明します。まず一つ目です。「廃石綿は排出事業者が処分するときに固めて処理したものか。また、現場での掘削除去工事で取り出した時にアスベストが飛散してしまう可能性はないか」という質問でございました。回答といたしましては、飛散しないように二重の袋に詰めたものが埋め立て処分されていた。また、工事での飛散については、土の中は湿っているので飛散しにくく、袋詰めもされているのでまず問題ないと考えているというふうに回答いたしました。ちょっとここで廃石綿について、前回の回答を訂正させていただきたいと思っております。今回、発見された黄色の二重袋の内容物は、灰色で粘土のような物質に繊維状の石綿が混入し、飛散しにくい状態で発見されております。ただこれをモルタルで固めて処理されたかどうか判断できないので、回答から「モルタルで固めて」というふうに発言しておりますけど、この表現を削除して訂正させていただきます。

続きまして、「ドラム缶に残った内容物に、これだけの高濃度の有害物が出ているということは、同様のものが地下水に流れ出たことを示しているのではないか」という御質問がございました。これに対しまして、検出されたVOCの濃度からみて高いレベルのものではありません。また、表の「ドラム缶内容物浸潤土」は周辺の土の分析結果を指しており、特別管理産業廃棄物の判定基準を超えている項目はなく、表には載せていませんが、ドラム缶が埋まった箇所の廃棄物土を除去し出現した地山の土を分析した結果、全ての項目で土壤環境基準をクリアしていました。ちょっとまた訂正で申しわけありません。当日の「ふっ素以外は基準をクリアしております」という回答がありましたが、誤りですので訂正させていただきます。

続きまして、「今後出てくるドラム缶も今回と同様に調べてもらえるのか。また、今まで出てきているドラム缶は同様の分析はしていないのか」という御質問がございました。これにつきましては、ドラム缶の中身が液体状のもので、周りの土に漏れている恐れがある場合は分析を行います。過去に出てきたドラム缶については、大量に出てきた場合、発見された時期によって分析項目は違いますが、分析結果はありますというふうに回答をさせていただいております。

次に4番の二次対策工事後のモニタリング調査計画案についてでございます。一

つ目が「遮水壁の劣化や、工事による地下水の流れが変化したり、思わぬところで思わぬデータが出たり、これらが重なることもあるので、最短で工事後2年間で評価することは不安である」という御意見がございました。これにつきまして、アドバイザーからは、有害物質だけでなく、電気伝導度も常時監視し、その傾向も加味して評価する必要があるとの助言もいただいております、総合的に判断する必要があるため、評価についてはアドバイザーの先生方に見てもらって行うと回答いたしております。

裏面のところに移ります。「工事後の調査は、少なくとも平成年38年3月までの5年間調査するのか。また、2年間何も出なかったら、そこで調査を打ち切ることもあるのか」という御質問がございました。それに対しまして実施計画の目標達成は2年間で評価し、対策工事の有効性確認は浸透水等を5年間調査するとしているが、適合状況によってはアドバイザーの先生方に見ていただき、住民の皆様にも諮った上で期間を前後する場合があると回答させていただいております。

続きまして、「対策工事の効果が確認できなかった場合は残りの廃棄物を撤去するということを踏まえて協定が結ばれている。だから、有効性の確認は重要なものになってくる。県としては、その部分を早く外してもらいたいと思っているのではないか」というような御意見をいただきました。これに対しまして「5年」というのは、協議会の場で県側から提案したもので、工事が終わってすぐに問題ないと判断することは難しく、じっくり数値を見る必要があるため、5年でどうかという提案をして協定ができたものと理解していると回答させていただいております。

続きまして「5年を目途としたモニタリング調査で最終の判断を幕引きとすることについては納得していない。5年を目途に一旦この対策がどうだったかを総括することなので、その理解をはっきりしてもらいたい。その後について、こちらは何も言っていないし、決まっていない」という御意見がありました。それに対しまして、対策工事の有効性については、5年を一つの区切りとして判断の目途にしないといけないと考えていると回答いたしております。

続きまして、「梶山先生の意見に、たった2年間のモニタリングで評価できると考えられない。とあるが、モニタリングの期間が短いとおっしゃっているのか」という意見がございまして梶山委員に「2年間」の意味については確認する。県の対応（案）の説明では言葉足らずで工事期間中の結果も含めてアドバイザーの先生に総合的に判断を求めていくと回答させていただいております。

続きまして、5番の家庭系ごみの汚染状況に関するモニタリング調査計画案についてでございます。地下水のモニタリングによる調査計画について、採水位置や項目についての意見はなく、次の3点について質問がございました。

まず一つ目です。「一般廃棄物に有害なものがあっても地下水に流れなければ環境に影響はないからいいのではないかという以前からの県の見解のとおりか」という質問に対しまして、そのとおりであると回答させていただいております。

続きまして「梶山先生から、低いpHや高いpHで有害物質が溶出する可能性が示唆されているという意見が出されているが、県はこのようなpHの変動を把握することにより乗り越えられると考えているのか」という質問がありました。これに対しま

して、pHも含めて調査する県の対応案に示したとおりの方策で対応できると考えていると回答させていただいております。

続きまして、資料P5の評価方法について、「処分場が原因でない項目は評価対象から除くとあるが、これはどのようなものがあるのか」という質問に対しまして、例えば、ひ素が出た場合、全てを自然由来とするわけではなく、状況を整理した上で自然由来とすると回答させていただいております。

最後、6番のほうになりますけども、「元号が変わることから資料の西暦表記への変更と鉛直遮水壁と鉛直遮水工などの表記が混在している」との意見をいただいております。意見に沿って修正すると回答させていただいております。

以上でございます。

司会： ただいまの説明の一番初めの1のところ、一般廃棄物の家庭系ごみに関する県の土地所有者としての法的責任の指摘がありましたから、それにつきまして土地所有者の法的責任の現状の報告をさせていただきます。

室長： 室長の東村でございます。

私のほうからC工区の境界付近でございます、旧栗東町一般廃棄物の最終処分場の埋め立て部についての県有地の地下に残っているということに対しまして、県の土地所有者としての法的責任の整理という形でございます。

まだ最終的なお答えができるというところまで整理ができているわけではございません。何分この問題がどの法律の条文を見に行っても、ぴったりと当てはまった解釈ができる条文があるわけではございませんので、民法なり公法の中で似通ったものがないか探しながら、検討していくところでございます。とは、言いますものの現状のところをお答えをさせていただくということで、御了解いただきたいと思っております。

まずは今、県の顧問弁護士の方に御相談にお伺いしたところです。

弁護士の先生がおっしゃるには、現状調査結果がない段階で、具体的な責任を論ずることはできないというふうなお答えでございました。とはいうものの実際に調査によって、有害物質が一定基準を超えるということでの危険性があるということが出た場合において、県有地内の家庭ごみと因果関係にある顕著な危険が生じた場合という前提であれば、土地所有者である県が法的責任を問われる可能性があるのではないかとというふうな見解でございました。

県といたしましては、仮定のもとで責任を論じて可能性の問題にとどまりますので、先生のおっしゃるとおりかなと思っておりますが、家庭系ごみそのものが具体的な支障が出るというふうなことが明らかにすることがまず大前提だということで、前回、協議にさせていただきましたとおり、家庭系ごみの汚染状況を把握するというところで、地下水の調査を計画しているというところでございます。

これから井戸を掘りまして、調査をするということになりますので、恐らくは来年の1回目、6月の末に調査するモニタリング調査のときに合わせて調査することになるかと思っております。結論が出るのは恐らく9月以降の連絡会議が開かれた段階で

第1回目の数字が出てくるということになると思いますので、そういった具体的な数字を見て、再度弁護士の先生方に御相談をさせていただくとともに住民の皆様方にも御相談をさせていただいて、あるべき責任と申しましょうか、それを検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

今、申しましたとおり、まだ最終の結論というわけではございません。途中経過という形で御説明をさせていただきました。

司会： 他の議事、意見に関しまして、モニタリングに関することで9月の連絡協議会でご意見がありました経堂池の調査の件につきまして、前々回10月の協議会で小野自治会から役員会の検討結果を報告いただいたところでございますが、そのうちまた総会が開かれたということでございますので、小野自治会さんから総会の結果の御報告がありましたらお願いできますか。

小野自治会さんにマイクをお願いします。

住民： いつもすみません、お世話になります。

今の件ですが、前回のときには役員会の一応、考えとしましては2回でもいいですよという話だったのですが、この2月3日に行われました総会において、最終の皆さんに判断していただくということをお伝えしておりました。その結果、自治会の会員さんは、やはり今までどおり4回やってほしいという結論に達しました。

それと数値とかは貰っておるんですが、一般の方には本当にわかりにくいというのか、何を見ていいのかというようなことで、できたら前回と違った数字が出たら何でこうなったのかなということとか、またこれだったら農業用水には安心ですよとか、やっぱりだめですよとか、そういうものを一般の者にわかる言葉でちょっとコメントを書いてほしいなという注文がございました。一つよろしく願いいたします。

司会： ありがとうございます。

今の議事の1に関しまして、説明させていただいた中身、それから追加でその場で御説明をさせていただいた中身を含めまして、議事1に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

栗東ニューハイツさんへお願いします。

住民： 2ページ目のですね。中段ぐらいいある梶山先生の意見にということで、「梶山委員に2年間の意味については確認する」という前回発言があったんですけども、その後、発言の確認をされたんでしょうか。確認をされた上で、梶山先生はどうおっしゃっていたのか、教えてください。

主任技師： 県の井上です。梶山先生に2年間の意味について、確認をしまして、改めて御意見をいただきましたので、今回資料の4のところ新たにいただいた委員からの意見を載せて、また我々の対応案についても示させていただきますので、また後ほ

ど御説明させていただきます。

司会： 今の点は本日、議事の中で説明させていただきます。

住民： はい、わかりました。

あともう1点、今の小野さんのほうで年4回という御意見が出たということなんですけども、これはやっぱり4回でないと安心ができないということの意思表示ということと取ってよろしいでしょうか。

住民： 2回にする意味が、私の説明が下手だったのか、皆さん方、本当にもう2回ではだめだというような正直な気持ちなのか、もうその辺は今までどおりでいいという、そういうような気持ちを持っておられたという総意だと思いますが、数字的にも大体データが出ていますので、大体わかるなというような話もあった中でそういうことも説明の中では思っておったんですが、やはり皆さん方はやっぱり経堂池の水に関してはかなり慎重に神経を尖らせてはるという現実からこういうような結果になったと思います。

室長： 一度、小野の自治会の中で、一番関係になるのは農業をやっている方だと思うんですけども、そういった方が集まれるような機会に、私どもが説明にお伺いするというのは可能なんでしょうか。今、自治会長さんがおっしゃっていただいたように「自治会長の御説明が」というお話もありましたので、我々のほうから直接御説明を差し上げるというのがいいのではないかなというふうに思うんですけども、もしそういう機会を会長のほうで設定していただければいいようにしたら、我々のほうでお伺いをして、今までの調査の結果とか、現状とか、そういったものを御説明差し上げたほうがいいのではないかなと思うんですけども、どうでしょうかね。

住民： 今、おっしゃっていただいたありがたいお言葉なんですけど、県のほうはそうすると2回の方向にしたいというような考えが前提のあつての発言でございましょうか。

室長： すみません。当然我々としては、費用がかかりますので、4回よりも2回のほうが安くつくという意味では間違いなく、提案したいと思っています。ただ、もちろん住民の方はどうしてもやるべきだとおっしゃれば、それに極力そういった形にはしたいと思うんですけど、本音を言えば安く済ませたいというのはわかっていますので、そういった旨で御説明させていただいて、御納得いただけることができないかなとは思っております。

住民： まあ、一度そういうような場が小野自治会になかったものですから、役員会のほうでまた検討しますけども、一番近い総会の時期が5月末の28日かな、日曜日ごろに設定されるんです。もしそのときに時間があるようでしたら、あるというか、皆さんが必要だと考えられたらその日でも設定したいと思っておりますので、その際にはよろ

しくお願いいたします。

住民： 自治会とは違うんですけど、私も下流のほうで畑をしまして、当然、経堂池のほうから流れてくる水がその畑の横を通ってます。だからやはり私は耕作者としての不安もありますし、現状が見ているとずっと基準を超えているものがずっとあるという状況である中で耕作しているということは、物すごい不安もあるし、やはりぜひとも私は4回していただきたいと、私はそう思っています。

司会： 赤坂自治会から御意見いただきまして、今の点をまた県のほうで直接、小野自治会のほうにも訪ねる機会をとらせていただいたりとか、そういった説明をさせていただくということで、よろしいですか。

今の議事1につきまして、ほかに御意見がないようでしたら、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

住民： この前、確か道路の下で何か地盤改良したとか、そんな話をされてましたよね。それでそっちに行っていないんじゃないかみたいな、何かそんな話をされていたけど、あれはちょっと私も細かいことがよくわからないんですけど、もしそういうことがあるのであれば、そういうのも参考になるのもうちょっと詳しく説明していただければなと思ったんですけど。要は、前にあっこから吹き上がったよと、流れ込んでいたよという、そういう話ですよ、経堂池のほうへ。で、道をつくったときに何かしはったんですか。私、ちょっとようわかってないけど、この前、ちらっとそんな話をしはったから、それで回数を減らしてもいいんじゃないかみたいな、そんな話と違いました。

司会： 道路の国道1号対策の工事で現行の工事が大分変わっておりますので、県から御説明をさせていただく中にはもちろんそういったことも踏まえたことで御説明させていただくことになると思います。

主任技師： 県の井上です。国道バイパスの工事で経堂池の端っこのほうが地盤改良された件は、調査計画のお話の中で住民さんからの意見で、池も継続して調査してほしいという話がありまして、その理由として地下水が昔湧き出していたというお話がありましたので、そのお話でその後、国道バイパス工事があって、約5メートルほど地盤改良されて、浅いところのKs3層とか沖積層のところの地下水は遮断されているので、もう湧き出ているということはないでしょうという回答をさせていただいて、その件は資料4のほうにもQ&Aとして載ってます。調査頻度を減らすほうの話ではその話しか出てなかったかなと思います。

住民： 4に載ってるの、何ページ。

主任技師： 資料の4の6ページの下ですね。住民さんからの意見、質問で、上から三つ目の

ところです。

住民： いや、文字で書いているのはわかるんですけどね。具体的にそこまでいったら、その改良でほんまにとまっているのかとかね。そういう具体的事実はどうなんかなと。そういう話は何か5メートルぐらいというのはちょっと前回聞いたように思うんですけども。だから具体的に、そしたらそこでとまって大丈夫ですよと言うなら、こやからこやでいいですよというようなのがあれば、まあ言うてもらってもいいかなと思ったので。

主任技師： 湧いている場所なんです。湧いている場所がもう地盤改良されてというか、もう道が通っているというところですね。

住民： 湧いている場所が。

主任技師： 湧いている場所が池の確か、だいぶんRD側のところだったので。

住民： 場所どこです。

主任技師： 端っこのほうです。

住民： その場所は確かに1号線のあれで埋まってしまっていると。けども、問題なのは下から、池より下にもあふれているんですよ、出ているところがあるんですよ。水が絶えず、出ているところがある。

主任技師： それは御確認されたのがあるんですか。

住民： ありますし、それから県もボーリングして調べて、そしてまた自噴しているところですよ。そして水銀も出て、一時間問題になったところですよ。

主任技師： 井戸のお話。

住民： 井戸じゃなくて、地面から直接湧いてたんですよ。そういうところもあるんですよ。そこもある。

主任技師： 池の下流側ですか。

住民： 下流側です。それが池からの伏流水みたいになっているのか、処分場から出ているのかわからないけども、けど水銀はあのときは超えてたと、だいぶん高かったという数値が出てたんですよ。だからやはりそういう、それがどこから来てるかはわからんけど、とりあえずそういう問題があった場所である。下流やからね。うん。

そやからやはり調査はまだ調べていくべきやと思うんですよ。

主任技師：池の下流側で湧いていたから、池を調査すべきと。

住民： いやいや、池のほうはこっちで遮へいしたから行ってないということやけど、本当に行っていないかどうかわからないし、その確認も含めて、やはり改善されたかされてないかというのを見ようと思ったら、やっぱり池を調べないとわからないので、その遮へいがね。

審議員(滋賀県)：ちょっと確認したいんですけどね。池の底から水がばーと湧いていたということは見ておられないですね。

住民： いや、見てないです。

審議員：ですね。いわゆる岸のほうに、RD側の岸のところで踏んでいったら、踏み跡のところに水が滲み出していたのでは。

住民： ここはもう、滲み出すどころか、もうほんまに。

審議員：噴き出している状態じゃないですよ、滲み出していたんですね。

住民： しみ出していましたね。

審議員：長靴で入ってみたら、その踏み出したところに水が滲み出していたと。

住民： そうそうそう。

審議員：そこはもう埋まってしまったと。池の中央部で水が噴き出していたのはご覧になってないんですね。

住民： あ、それは見てないです。

審議員：おっしゃっているのは、経堂池の堰堤よりさらに下のNo.3とかですね、K1とかいう井戸のところで、

住民： そうそうそう。

審議員：あそこはKs2とかKs3とか深いところの井戸ですから、それが被圧地下水ですから蛇口をつけてますけど、蛇口をあければ、ばーという勢いで出てくる水であると。その水のことをおっしゃっているんですね。そこから水銀が出ましたよと。ですか

ら、今ちょっと混乱していると思うんですけど、池の底から水が出てきて、そこで水銀が出てきたってことではないですね。

住民： それではないです。それは言ってないです。それは言ってない。

審議員： ○○さんがおっしゃったのは、○○さんは池の底から水が噴き出たと聞いているという話ですけど、それとはまた違いますやろ。○○さんはごらんになったんですか。

住民： そこらで上のほうですよ。

審議員： ○○さんは○○さんから聞いてはったんですね。

住民： この前の会議のときに何かその。

審議員： ええ。私、○○さんからお聞きしたのは、○○さんが池の中へ長靴をはいて入っていったら、その踏み跡のところに水が滲み出してきましたよという話でしたので、経堂池にそういう水が噴き出して、その水が汚れてきたという事実は、誰も確認していないと。

住民： いやいや、そのときは何人かいたんですよ。

審議員： ですから、ここは申し上げますけども経堂池の下の井戸ですね。Ks2とKs3、No.3の井戸の水で過去に測ったときに水銀が出ましたという話は確かに事実としてあると思いますが、それと今の話は違いますよね。違いますよね。

住民： 違う、違う。

審議員： だからそこはちょっと分けて考えていただければ。経堂池の水で何か水銀の含んだような水が噴き出している、それは確認されてませんのでね。

住民： 井戸として出ているんじゃなくて、滲み出してくるのはあったですよ。あのことを言っている。

審議員： 湧き出している状態じゃなくて、踏んだときに滲み出してきたんですよ。

住民： ああそっちはね。池の、ちょっとややこしいんですよ。

審議員： 話が混乱しているんですよ。

住民： 池の中の話と、池の下流の話が今ごっちゃになっているんです。

審議員：そうそう、そうです。

住民： ということやね、うん。

審議員：だから〇〇さんがおっしゃっているのは、そこどころが全部混ざってしまって、池の中に水銀の含んだ水が湧き出している、そういうことじゃないでしょ。

住民： 違う、違う。そうじゃない、そうじゃないです。

審議員：そうじゃないですね。

住民： 私はそんなことは言うてないです。

住民： そうじゃない。池の中で足跡から出てたのは、アルカリですよ。高アルカリです。12.3という、そのときは本当かどうかわからないけど、調べてくれはったら12.3やったんや。

審議員：その位置については、今、〇〇さんのおっしゃったようにもう国道の下になっている。

住民： それは下になっている。うん。

審議員：しかも国道の下のところの緩い地盤のところについては改良されてしまって、水が滲み通らないようになってしまっているという状態なんです。

住民： 滲み通らないかどうかはわからへんけど。

審議員：ええ、道路が沈んだらだめですから、かちかちとちょっと表現は悪いですけども、地盤改良されているという状況です。

住民： ただ、やっぱり経堂池は今、現状高いわけですよ。基準より超えているやつが何点かありましたやん。

審議員：超えているというのは、有害物質ではなくて、例えば、CODとかですよ。電気伝導度ですから、そういう一般的な項目ですよ。

住民： でもね。きれいな池やったらそんなんにならないですよ。

審議員：いえいえ、CODというのはどこでも高くなるんです。これは小野さんから話がありましたので、御説明させていただきますけれども、あくまで先ほどの話の中でここで言っているその農業用水基準というのは畑のやつじゃないですよ。田んぼに対してどうですかという基準があると書いてますのでね。〇〇さんは畑が心配やとおっしゃったけど、それとは違うんですよ。

住民： いやいや、その水が使えないから言ってるんですよ。使いたいんですけど、使えない。

審議員：田んぼに稲をつくるときに、どういう栄養があったらよいかどうかという判断基準について、今の農業用水準というのは設定されているということなんですよ。

住民： いやいや、一時はね。

審議員：だから畑でつくるときに有害物質があるかどうかの話とは違いますからね、そこ。だから有害物質については全然問題はないわけですからね。その池の水は。そこだけです。誤解のないようにお願いしたいですけど。

住民： まあそこはもうちょっと勉強しますわ。ちょっとようわからん。

司会： ほかに議事1の関係、よろしいですか。

なければ次の議事2の「平成30年度第3回モニタリング調査結果について」の説明をいたします。

主任技師： 県の井上です。「平成30年度第3回モニタリング調査結果について」、A4横長の資料を御用意ください。

2ページ目、調査地点については特に変更はありません。

3ページ目、今回は、平成30年度第3回目の調査です。調査日は、浸透水と地下水については11月28日で、経堂池については12月4日に実施しました。浸透水の移流拡散概念図と経年変化グラフについては特に変更ありませんでしたので、説明を省略します。

以下、変わったところを中心に説明をしていきます。

2ページ飛ばしまして、5ページ下のグラフで右から2番目、No.3-1ですけれども、平成30年6月の調査で急激に低下して、今回のそのままの数値レベルで推移をしています。

続きまして、6ページ、7ページ、ひ素です。6ページ、Ks3層と浸透水については全地点不検出でした。7ページ、Ks2層については、2地点で基準超過をしています。左上のH26-S2、あと下の真ん中No.3-1、濃度については全て横ばいです。あと右上のH24-7については、前回に引き続いて今回も基準以下で検出しました。そのほかについては不検出でした。

続きまして、8ページ、9ページ、ふっ素については、全地点環境基準以下でした。  
続きまして、10ページ、11ページ、ほう素、Ks3層と浸透水ですが、環境基準超過が1地点、Ks3層の1地点でありまして、上の一番右のグラフですね。H26-S2(2)で超過しています。そのほかについては横ばいで推移をしています。環境基準以下で検出が4点ありまして、上のページの下の方のNo.3揚水井戸、揚水ピット、あと左下のK1で出ています。11ページ、Ks2層のほうについては、環境基準以下はなしです。環境基準以下で検出が6地点ありまして、下のNo.3-1については急激に低下をして、こちらもKs2と同じくそのままの状態を保っています。ほかの地点については不検出でした。

12ページ、13ページ、鉛については、全地点で不検出でした。

14ページ、15ページ、水銀も全地点で不検出でした。

16ページ、17ページ、1、2-ジクロロエチレン、こちらについても全地点で不検出です。

18ページ、19ページ、クロロエチレン、全地点で環境基準以下でした。

20ページ、21ページ、1、4-ジオキサンですが、上の20ページ、Ks3層、浸透水で基準以下で検出が5地点ありまして、横ばいで推移しています。上の一番右、H26-S2(2)が環境基準の8割程度の値で推移をしていますので、注意して見ていきたいと思います。

22ページ、23ページ、ダイオキシン類については全地点、基準適合でした。

24ページ、25ページ、こちらでは調査結果のまとめをしています。

26ページ、経堂池の水質ですが、こちらについては12月4日に実施しました。今回、農業用水基準超過としては、CODとECが出ています。数値としては、過去の範囲内になっております。グラフ等、あと数値の見方については、ちょっとまた検討をして、なるべくわかりやすい形で伝えていけたらなと思います。

最後、27ページについては、今回の結果の一覧表です。

資料2の説明は以上です。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見はございましたらお願いします。  
小野自治会さんにマイクをお願いします。

住民： 済みません、皆さんにお許しいただきたいんですけど、初歩的なことで2年間出させてもうたんですが、この検査の項目については特段、注意を要するものがないというのが最近の数字なんですけど、その工事が始まって、それがよくなってきたって、今のモニタリングじゃなくて、どこかのグラフを用いて、工事やったからここで劇的に良くなったという何か一例をどこか探して、ここでこれをやったからこういうようになった。ここでまた良くなったという、それをちょっと説明願えませんか。時間をとって、皆さん、申しわけないですが。この表は時系列で多分、並んでますね。この項目どれか一つだけ取っていただいて。

主任技師： 11ページのKs2層のほう素を見ていただきたいんですけど、No.3-1ですね。

住民： 下の真ん中ですね。

主任技師：そうです。下の真ん中です。こちらは、ずっと（環境基準値を）超えて来てたんですけど、一旦下がって、また上がって、今年の6月ごろから急激に低下をしまして、理由としましては、こちらKs2層で地下水の流れとしてはこういう向きで大体ですけど、流れているんですけども、上流のほうでDE工区ですね。

廃棄物等の掘削等が進んで、まだ底面遮水壁等もしてますので、そちらの影響で低下しているというふうに考えます。

住民： 平成30年4月のこの低下の分ですね。

主任技師：30年4月、6月。

住民： いやいや、この軸でいったら。

主任技師：ああ、軸でいったらそうですね。記載しているのは4月のところに目印を付けています。

住民： その28年4月のときにも低下してますね。

主任技師：そうですね、そちらも低下してます。

住民： それは何かあったんですか。

主任技師：そちらはちょっとわからないですね。はい。

住民： あのときこうしたから数字がよくなった。ならこうしたんやというもうちょっと詳しい説明が欲しかったんですが。結構です。

室長： 今のやつの、今0.2になってますよね。0.2ミリグラム／リットルという数字があるんですけど、例えば、これ1年前だったらどうかというと、1.1やったんですね。その次、1.6やった。その次、0.6に下がった。前回、0.3に下がった、今回0.2になった。1年前からさっき説明したようにDE工区はまだ掘削に入ってなかったんです。ですから、1.1とか1.6の数字やったんです。環境基準を超えてたんですね。で、DE工区の掘削が始まってしばらくすると一気に0.6まで下がった。前回0.3で、今回0.2まで下がりました。

住民： でも28年4月のときには大分下がってますよ。

室長： ええ。いろんな下がる理由はあるかと思うんですけども、さっき工事の影響で一番目立つのはどこかというふうな御質問だったので、実際にDE工区を掘削して、その影響が一番受けやすいのがこのNo.3-1ですから、No.3-1のほう素が1.6から今0.2まで下がりました。これは工事の影響やというふうに思っています。

今、お伺いの話は電気伝導の数字で見ると、もう少しわかりやすいのかもわかりませんが、グラフがもう少し大幅に触れるような軸をとっていますので、わかりやすいと思うんですが、例えば、No.3-1のグラフを見ていただきますと、三、四回前は220ぐらいの数字やったんですね。それが前々回ぐらいに73になり、前回27より49と、4分の1ぐらい、220ぐらいのところから言うと、4分の1、5分の1の数字になっています。それも恐らく、二期工事の施策したからこの数字が出ました。一番目立ちやすいグラフはこれではないかなと思います。

住民： ありがとうございます。

主任技師：ただD工区は工事が終わってない部分とか底面遮水工が終わってない部分がちょっとありますので、今後変動を注意して見ていきたいとは思っています。

司会： ほかに議事2に関しまして、質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。次の議事の3のほうへ移らせていただいていたいていいですか。

そうしましたら、議事3「工事の進捗状況について」説明をいたします。

主任技師：工事を担当しております金崎と申します。それでは工事の進捗状況について説明をさせていただきます。お手元の資料は白黒でございますので、写真や図等ございますので、こちらの前面のスクリーンのほうをご覧くださいと思います。

まずこちらの敷地全体の図になりまして、今年の2月の写真になります。赤色の一点線のところが敷地境界の線になります。当工事は、大きくAからE工区に分けて工事を進めておりまして、前回の連絡協議会から主に進んでいる工事箇所としましては、B工区の洪水調整設備工、D工区につきましては見学会でご覧いただきました掘削法面部での遮水工。全旋回オールケーシング工法の施工を実施しております。あとE工区につきましては、入り口側の進入路法面部側の掘削を順次進めているという状況でございます。有害物区画につきましては、今年度から本格的に始めておりまして、こちらC区画とF区画の一部を掘削除去いたしました。こちらにつきましても見学会でご覧いただきました。あと白い建物につきましては、選別処理施設、こちらの右手側の方につきましては、水処理施設、中央につきましては、選別土の仮置き状況になります。

今年度の工程表になりまして、赤破線のところまでが実績であります。先ほども申し上げましたが、今年度進めるところはB工区の洪水調整設備工や底面遮水工を見学会でさせていただきます。D工区のケーシングにつきましては、後ほど詳しく説明させていただきますが、引き続きD工区及びDE工区のNo.8付近の全旋回オールケーシング工法に順次、着手しているという状況であります。あと有害物区画の

C区画とF区画を進めているという状況で、2月14日に見学会をさせていただきました。見学会の詳細につきましては、後ほど説明資料で説明させていただきたいと思っております。

来年度、平成31年度でございますが、まず予算につきましては、全体費用で約10.9億円を予算要望しております。工事の主な内容といたしましては、現在B工区でやっている洪水調整設備工、オールケーシング工法のDE工区のNo. 8付近を引き続きさせていただくのと、あと廃棄物土の掘削が残っておりますので、そちらもやりまして、底面遮水工をさせていただきます。有害物区画につきましては、FG区画やE区画、あとI区画も残っておりますので、そちらのほうも順次進めていきます。

ここからは各工区の詳細について、説明させていただきます。

B工区では、現在、洪水調整設備工、放流管や柵等の施工をしております。写真①につきましては、B工区の全景になりまして、国道側のブルーシートが見えているところの拡大がこちらの写真②になります。一番下流の柵を設置するために2月21日時点で掘削を完了いたしました。現在は、既に柵が設置されています。その後、引き続き放流管等を設置し、オリフィスタワーを設置していくという流れになっています。

続きまして、DE工区の状況ということで、こちらにつきましては廃棄物土の掘削を順次、進めております。写真①は事務所の入り口の進入路の法面側の状況になりまして、写真に写っている重機が一つだけ見えているところが、標高で申し上げます136メートル付近でして、そこからさらに131メートルから133メートル付近まで掘削しますと地山が出てきているという状況です。また写真②につきましては、DE工区の全景になりまして、右手奥側に見えているのは、こちら掘削法面部の全旋回オールケーシング工法による底面遮水工で、こちらは後ほど詳細を説明させていただきます。

こちらがNo. 6付近、DE工区の底面遮水工を説明しました第26回連絡協議会の説明資料で、このときにDE工区の掘削法面部について、説明させていただきました。状況といたしましては、計画の掘削ラインの掘削を終わりましたが底面遮水工を接続させるような粘性土層は確認できなかったというものになります。

こちらの資料が掘削法面部の遮水工の施工方法ということで、第26回の連絡協議会の際に、オールケーシング工法で遮水工を行いますという内容を御説明させていただきました。

こちらが施工状況の写真になります。まず進捗状況といたしましては、廃棄物土の掘削を行いまして、底面部の地山を確認しながら、コンクリートによる底面遮水工を施工いたしております。写真①につきましては、着手前の状況で写真②につきましては着手状況になります。1月の月上旬からD工区の遮水工に入らせていただきました。

こちらがケーシングの掘削状況の写真になります。ケーシングの筒の中の状況が写真①になりまして、廃棄物の掘削が全て完了したというのを確認して、掘り止めとしております。掘削した土の状況というのは写真②の状況になります。写真③ですと、隣接するケーシングの遮水工はコンクリートを打設しておりますので、そち

らのほうに一部コンクリートの破片が確認できているというところで、全てそういう形で施工を進めさせていただきました。

このNo.6のケーシングの施工の本数といたしましては、ケーシングは直径2メートルで、この場所につきまして48本。掘削長が10.65メートルから11.15メートルという内容になっております。進捗状況ということで、2月末の時点ですと、48本中42本でしたが、もう既にこちらのほうは全て完了いたしております。写真①の状況がコンクリートの打設をしている状況でして、生コン打設のためにトレミー管を中に入れて、生コンを打設すると。写真②につきましては、そのケーシングの中に生コンを投入していると。それらが終わりましたら、選別土をコンクリートの上に埋め戻していくという作業を順次しております。

続きまして、有害物掘削除去のC区画について御説明させていただきます。進捗状況などは見学会でご覧いただきましたが、もう既に掘削は完了いたしております。写真①につきましては掘削状況の写真で、写真②につきましても掘削状況の全景の写真となっております。

2月の末時点ではC-7、8が掘削中というところでございました。こちら当初、見学会の際には全てC区画有害物が掘削除去できた時点を皆様にご覧いただこうかなと思っておりましたが、前回の連絡協議会の際にも説明させていただきましたが、C区画では廃石綿や医療系廃棄物等、特異な廃棄物が出てきておりましたので、そういった処分の作業に手間をかけたおりましたので、若干遅れが出たという状況になります。そちらにつきましては、3月の月上旬には全て掘削が完了しているという状況で、順次埋戻しを行っております。

続きまして、有害物掘削のFG区画になります。こちらF-1、3区画につきましては、全て掘削が完了しています。2月14日、写真③になりますが、こちら掘削全て有害物除去が完了した状況の写真になります。こちらのほう既に完了できておりますので、選別土を埋め戻して、埋め戻しがほぼ完了できているという状況になります。引き続き、その隣のFG区画の矢板設置の作業に入っていくという形になっております。

こちらがFG区画の詳細な図面のほうになります。FG区画は四つの区画が有害物として残っているという状況になります。

こちら現場見学会の開催状況ということで、内容といたしましては、C区画及びF区画有害物掘削除去工とD工区掘削法面部遮水工、全回転オールケーシング工法をご覧いただきました。開催日といたしましては2月14日で、御参加いただきましたのが14名の方でいただいたという状況になります。次回につきましては、工事の進捗を応じまして、DE工区の掘削状況で開催できたらなというふうに考えております。またこちらにつきまして、時期を見てお知らせさせていただきたいと思っております。

続きまして、ドラム缶の整理をさせていただいた表になります。まずドラム缶の掘削数、平成31年2月28日時点の暫定値として、個数については表のとおりとなります。合計といたしましては、626本というのが掘削で出ているという状況になります。枠内を読み上げますと、ドラム缶のほとんどは破損していました。ドラム

缶内部に何らかの内容物があるものは全て内容物ありと分類させていただきました。内容物の例として、廃油、タール状、樹脂、塗料、内容物浸潤土、鉍さい、燃え殻、コンクリート塊、ウエス類、ごみ等が見られました。詳細な情報は現在整理中でございます。

こちらの626本ですね、平成17年、平成19年、平成22年、平成24年、二次対策工事が出てきた箇所の位置図を示しておりますのが次のページになっております。元従業員の証言等や調査によって調べた箇所での掘削調査、掘削工事等が出てきたところにつきましては、「密集」と書いてあり、比較的ドラム缶がまとまって出てきております。その他、分散して出てきているというのがこちらのほうがB工区であったり、E工区であったりというところで分散して出てきております。分散して出てくるものにつきましては、比較的内容物がないものであったりとか、内容物があってもコンクリートだったり、プラスチック片であったりというものが入っていたというものになります。

こちらが今年度、平成30年度にまとまって出現したドラム缶の場所を示しております。今年度につきましては、4月20日で5月29日、6月1日、8月、10月に跨りまして、このL区画、西市道側のところでドラム缶がまとまって出てきております。

続きまして、二次対策工事土工・処分実績というところになります。黒字になっているところが、前回との差になっているところでございます。掘削土量といたしましては、前回11月末との差で6,400立米、あと大きなところで申し上げますと、こちら廃棄物の有害物ではプラス12.3t、こちらにつきましては、C区画で出てきた廃石綿等になります。あと廃棄物まじり土の有害物につきましては、プラス1,600t、こちらにつきましてはC区画やF区画の有害物が出てきておりますので、こちらの処分実績となっております。

続きまして、選別土及び覆土等の適合確認分析ということで、適合確認分析、8項目の分析をしておりますので、今回につきましては全て不検出ということで、不適合選別土は発生していないという形になっております。詳細につきましては、11ページ以降の資料をご覧くださいたらなというふうに思います。

以上が資料3の説明になります。

司会： ただいまの説明につきまして、議事3について質問や御意見がございましたらお願いします。

住民： 8ページなんですけどね、ドラム缶の掘削数、これ初めてですか、626というこういう表を載せられるのは。過去もあった。

主幹： 過去は例えば、17年度のドラム缶とか19年度のドラム缶とか、各それぞれの調査時に何本出ていたとか、どういうものがあつたとか分析結果はどうでしたというような報告はそれぞれトピックスとして、ホームページにも過去に載せております。

住民： ああ、単発で。これふと思ったんですが、内容物あるいは何か入ったと。

内容物ないと書いてあるのは、これ適切やろうか。

主幹： ないというのは、見つかったときに要するにドラム缶だけが出てきて、特に中身は見つからなかった。油がしみたとかいうようなことも見つからなかったというのが内容物なしです。

住民： でも空のドラム缶を捨てますやろか。

主幹： 空のドラム缶と思しきものも見つかっておりますし、先ほど説明の中でもありましたが、従業員の証言等、ここにドラム缶がたくさん埋まっているはずだということなどところでは、中身の油状のものとか、タール状のものとか樹脂状のものとか、塗料のようなものが入ったようなドラム缶がたくさん出てきてます。

住民： それはなし、あり。

主幹： あります。それで、そのほか単発でぼろぼろと掘削工事をしているときに、1個、2個出てくるようなところは、多くのものは中身がないとですね。

住民： ないって、ないまま捨てるって、そんなんまた残してて、売らばるのちゃうんですか。中身が入ってなかったら、売らばるのちゃうやろか。空のまま捨ててあるって。

主幹： 中身が確実にあったと思われるような状態ではないという。要するに、中身が油漏れのようなものがないとか。

住民： ないとか、空のままほかしてあったと思いまっせ。

主幹： そうです。空のものもあれば、中身が何か。

住民： 空のものがあつたら、ごみ屋さんに出さずに売りよるって、そんなん。

主幹： 空の状態が出てきているという状態と。例えば、何か入れたものを捨てられて、ドラム缶だけが金属物として捨てられたという可能性もありますし、それはわかりませんが、からからのドラム缶が出てきているという状況です。

住民： 空のドラム缶を廃棄場に捨てよるか。

室長： すみません、私ども捨てた側ではないので、どういう意図をもって捨てたかはわからないですけど、出てきたドラム缶に中身がなかったというふうにししかお答えのしようがないですね。空の状態で捨てるかと言われても、出てきたものが空やった

というお答えなので、多分空の状態で捨てられたんじゃないですかとしか、お答えのしようがないので、そういうふうに御理解をいただければと思います。あるものは何が入っていても「内容物あり」のほうに集計をしておりますので、その内容物が何かという話になってくると、もう少し丁寧な説明をさせてもらわなくてはなりません、**「ないのが何や」**というのはお答えのしようがないんです。ないものはないと御理解いただきたいと思うんです。

住民： ええねん。捨てたときに空やったって、それは見つかったときに空やったところという意味ですね。

司会： ほかに議事3につきましては、御意見、御質問はございますでしょうか。

住民： ちょっと思ったんですけど、ドラム缶がこうして出てきてね、何か汚染状況と相関関係みたいなのはあるんでしょうか。

主幹： この図面でいくと右上のあたりですね。集中して、このエリアですね。このエリア、例えば、平成19年度にもこのあたりに集中して掘っておりますし、あとこのあたりですね。このあたりも集中して掘っております。それからこのあたりの調査でも一次対策の調査でもこのあたり掘っておりますし、何度も調査しているこのあたりはたくさん埋められていたという証言がされたところでございまして、こういったところには塊で埋められていて、過去は5件の調査の中では有機塩素系の化合物が基準を超えているところも見られております。ただ、散發で出てくるところというのは、先ほど説明しましたけれども、中身が入ってない、あるいは入っていてもプラスチックだとか、ビニールとかのごみだとか、土だけが見つかったというようなところとなっております。

このあたり（図面右上の密集して埋められていたエリア）では、かなり土が汚染されていたところもあったということは記録に残っております。

司会： ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

そしたら次の議事の4に移らせていただきます。「二次対策工事後のモニタリング調査計画案について」説明をいたします。

主任技師：「二次対策工事後のモニタリング調査計画案について」です。資料の4を御用意ください。資料の最後に前回の連絡協議会で皆様からいただきました御意見とアドバイザーの先生からいただいた御意見を説明させていただきます。

計画自体は、9月と1月の連絡協議会で説明した内容と重複しますので、変更した点を中心にお話ししていきます。

前回、御要望のありました年号についてです。年号についてはできるだけ西暦を併記するように修正しましたというのと、あと鉛直遮水工と鉛直遮水壁の使用が混

同しているというところがあるということでしたので、鉛直遮水工については鉛直遮水壁に底面遮水工と側面遮水工について、底面遮水、側面遮水に修正を全体としていたしました。

1ページ目の下、方針についてですが、こちらは変更なしです。

次に2ページ目の上ですね。調査時期等について。内容は特に変えていないのですが、調査期間が少しわかりにくかったので、工事後5年を目途に調査することがわかるように、ちょっと表現を修正しまして、工事が終わりました5年間を目途に調査期間ということを示しております。

続きまして、2ページ目の下、工事内容についてですが、こちらについては特に変更はありません。

次、3ページ目の上ですね。調査地点については変更ありません。処分場の東側を流向の矢印ですが、ちょっと見直し中のため矢印を削除しました。次、3ページ目の下、Ks2層の調査地点についても変更はありません。

次、4ページ目の上、浸透水の調査地点、こちらについても変更はありません。その下、表流水の調査地点も変更なし。

次が5ページ目の上ですね。評価対象地点と適用基準についてです。内容については、特に変更はないんですけども、表の右上の「廃止基準」と書いているところ、前回までは「基準省令」と書いていたのですが、環境基準と同じように「何々基準」としたほうがわかりやすいということで、「廃止基準」というふうに名称のみ変更しました。中身については、変わっていません。次、5ページ目の下、調査項目についてですが、こちらについては特に変更はありません。

次、6ページ目の上、評価方法については、住民の皆様方からいただいた御意見とアドバイザーの先生方からいただいた御意見を反映して、追加をしました。

変更点について、一つ目のポツですが、「地下水の水質は環境基準に、浸透水の水質は廃止基準に2年間適合することとする」というのをもともとありましたけど、改めて記載をしました。なお書きのところですが、平均値で基準適合だが個別の値で基準超過する場合は、基準超過の程度や数値の変動傾向、電気伝導度その他により総合的に評価をします。結果に急激な変化が見られる場合は、常時監視の結果ですとか降水量の関係を確認して、評価を行う。一般項目のバックグラウンドや変動傾向についても評価の際の参考にしますという部分を加えています。

一番下のポツ、括弧で（囲った部分）、浸透水については、降雨等の影響による変動も考慮する必要があるため、総合的に評価を行う。ほう素についても、変動傾向を踏まえて評価するというので、これがアドバイザーの先生からの御意見への対応ということで、加えております。

続きまして、6ページの下、前々回いただいた御意見のまとめと県の見解・回答です。こちらについては特に変更なしです。

次、7ページの上、こちらは前回いただいた御意見のまとめと県の見解・回答です。初めて出ますので、御説明させていただきます。

一番上、調査期間について、「基準に2年間適合していても、平成38年3月までの5年間は調査を継続してほしい」。理由としては、遮水壁の寿命や底面遮水の確実性、

他の粘性土層欠損部からの漏えいの心配。家庭系ごみの残存ということです。こちらの見解・回答としましては、平成38年3月まで5年間ですね。調査を継続する。ただし、調査期間中の基準適合状況に応じて、地点・項目・頻度を設定します。設定方法については今後、検討します。二次対策工事の有効性の確認時期は、協定において工事後「5年目途」となっているため、これらについては相談の上、前後することがあります。

評価時期について、「5年を目途に、工事の有効性を確認するという点について再確認したい」。こちらの見解・回答としては、工事の有効性の確認は、工事後5年目途までの調査結果により行う。ただし、2年間の工事の有効性の確認の時期は相談の上、変更することがある。また実施計画の達成状況の確認は工事後2年までの調査結果により行います。こちらについては追加対策の必要性を検討するものではありません。

三つ目、有効性確認後の調査について。「工事の有効性の確認を最後に、県に手を引かれては困る。有効性確認後も調査を継続してほしい」。理由としましては、一つ目の御意見と同じになります。こちらの見解・回答としましては、5年を目途に行う有効性の確認後、浸透水が廃止基準を満たすまでの、旧処分場の状況確認のための継続調査については、必要な時期に検討を行います。

最後、有効性が確認できなかった場合の対応について。「対策工事の効果が確認できなかった場合は残りの産業廃棄物を撤去するということを踏まえて、協定が結ばれた」ということで、協定の内容の確認ですね。こちらの見解・回答としまして、協定の中身をそのまま書いてますが、協定では、有効でないと判断された場合は、甲は、県は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施することになっております。

続きまして、7ページの下ですね。アドバイザーの先生からの意見と対応について。これは前回もついていたものですが、基本的に修正はないんですが、1月の連絡協議会後に、もう一度先生に見ていただきまして、修正と追加したところがあります。

上から四つ目の梶山先生の御意見ですね。もともと前回、質問がありました「たった2年間のモニタリングでは評価できるとは考えられない」についてのところで、梶山委員に確認したところ、新たに御意見としていただけましたので、8ページの上の表のほうに移動しました。また8ページの上のほうで説明させていただきます。こちらの県の対応案としましては、浸透水については、降雨等の影響による変動も考慮する必要があるため、総合的に評価を行います。廃止基準の項目にはないが、環境基準値を超過しているほう素については、変動傾向を踏まえて評価するとしまして、これを受けて6ページの評価方法についても修正を行いました。

一番下の樋口委員からの意見で、例えばからですね。「例えば、採水日前3日間に降水がないことなど、採水方法には十分留意すること」という文言を追加しました。こちらの対応としましては、調査予定日を複数日設定するなどして、なるべく降水後の調査とならないようするという事を考えております。

8ページの上、アドバイザーの先生からの意見と対応案についてです。一番上は前回もありましたので、説明は省略します。

上から二つ目、常時監視調査頻度について、梶山委員からの御意見について「年1回から4回の調査頻度は、基本的には不十分であるが、EC、pH、ORP等のリアルタイムデータが併用されていれば、調査頻度不足を補うことが可能であり、下流井戸でも常時監視が必要と思う」という御意見をいただいています。こちらの対応としましては、年1から4回の調査頻度を補うために、主立った井戸ではECやpH等の常時監視を計画していますが、下流の井戸についても補足的な監視方法を検討したいと考えております。

次、評価方法について、梶山委員から「国が定めた基準は最低限の基準であることは、国の通知にも明記されており廃止基準も同様に解するべきと思う。要するに最低限の基準さえ満たせばよし、とするのではなく、具体的状況に応じて判断、評価すべしという姿勢が大切と思う。評価期間、調査期間ともに、たった2年間では大いに不足だと思う。2年間だけ見ると安定しているように見えるが、その後、データが乱高下した事例も見られる」という御意見をいただいております。樋口委員さんからも同じ意見で、「基準を満足していても平均値が増加傾向にある場合は1年間延長して傾向を見るほうが望ましい」という意見をいただいております。こちらの対応としましては、地下水の水質は環境基準に、浸透水の水質は廃止基準に2年間適合することとしていますが、実際の評価に当たっては、アドバイザーの先生方に、一般項目や変動傾向なども含めて具体的な状況を適宜勘案して、助言をいただきたいと考えています。5年を目途に行う有効性の確認後、浸透水が廃止基準を満たすまでの、旧処分場の状況確認のための継続調査については、必要な時期に検討を行います。

最後、調査項目について、小野委員から「安定化状況を把握するために、排水基準にある窒素類を調査項目に加えるとよい」という御意見をいただいております。こちらについては来年度、浸透水の窒素類について調査を行いまして、その結果により調査項目への追加を検討したいと考えております。

これらのアドバイザーの先生方の御意見、また県の対応案については、アドバイザーの先生方に確認をしていただき、納得をいただいております。

続きまして、8ページの下、調査計画の論点について整理を行いました。上の基本項目については、これまでの協議により了解されたと考えておりますので、次回以降は、下の詳細項目について検討・協議を進めていきたいと考えています。内容としては、調査頻度の設定方法、時期の設定、窒素類の調査項目への追加、揚水ピットの採水方法、評価方法の詳細、常時監視計画、ひ素についての取り扱いです。今回、詳細項目一つ目のポツの調査頻度の設定については、次のページに参考に案を載せていただいております。

9ページの上です。次回以降は改めて説明しますが、調査方法の頻度の設定方法についての案です。5年間調査を継続しますが、水質の評価対象地点においては、それぞれの地点において項目ごとに、下のフローにより年度ごとの調査頻度を設定します。5ページ下の項目のグループと対応してございまして、項目を4グループに分け

ます。一つは「近年、基準超過している有害物質」。二つ目が「近年、基準超過していない有害物質」。三つ目が「一般項目、その他項目」。四つ目が「イオン」です。

一つ目は、左上ですね。最初が年4回からスタートしまして、2年間の個別の測定値が全て基準適合の場合は、次の年から年2回。また1年間、個別の測定値が全て基準適合の場合、次の年から年1回。基準不適合が出た場合は、次の年から年4回に、最初に戻ると。

②です、右上は最初年1回で、2年間個別の値で測定値が基準適合の場合は、次の年はその項目については調査を実施しない。①の項目等で異常が見られた場合、これについては年1回の調査に戻します。基準不適合が出た場合は、①のグループに追加をします。

三つ目、一般項目、その他の項目については、①の項目の最大頻度と同じ頻度に行います。

④、イオンについては年1回とします。あと、上流井戸及び洪水調整池については年1回と考えています。

9ページの下、①のグループについての調査頻度の設定ですね。基準適合が続いていると、一番上のように年4回、年4回、年2回、年1回というふうになっていきます。1回でも×が出ると、次の年は年4回となっております。年2回であるところでも、また不適合が出ると年4回に戻るというふうに考えています。これは全部個別の値で判断しまして、実施計画を目標達成状況の確認と有効性の確認については平均値を用いるということを考えています。

資料4の説明については以上です。

司会： ただいまの議事4につきまして、何か質問や御意見等ございましたらお願いします。

住民： 掘削分別工事というのは、平成33年の3月に一応、終わるんですね。

主任技師： そうです。

住民： そうですね。そこからモニタリングがずっと2年間と5年間という計画があるわけですね。

主任技師： はい、そのとおりです。

住民： そのモニタリング期間の現場の状況ですね。どんな形なんですか。その更地になっているのか、そのモニタリング調査の部分だけ何かセンサーか何かついてあるとか、どんな埋め戻しで更地になるのか、更地になるのだったら誰か、現場事務所があるのか。常時監視する現場事務所があるのか。周りに侵入防止のフェンスがついてあるのかとか、そのあたりどういう形でそのモニタリング期間は、現場状況はどうなんやらかということと、それからそのモニタリング調査が5年間終わって、一応完

了したときにこの土地というのは県の土地ですよ。そこから先、どうするつもりにしてはるのか、というのを聞きたいです。

主任技師：モニタリング期間中、もう工事は完了していますので、これ暫定ですけど工事完了の平面図なんですけれども、上の部分については覆土をした状態であとは舗装しているところですか、調整池があるようになっています。事務所等とかの体制についてはまだ検討できないところがありますので、ちょっとお答えはできない状態です。

住民： まあ子供らが勝手に進入したり、どうのこうのということもあるでしょうけど、例えば、最近だったら集中豪雨というのがありますやんか。全く分別処理してない部分もまだいぶあるわけで、そういうのが流出したりする心配もあるから、その更地にするんだったら、更地の形とかそこら辺どういう対策イメージ、どういうふうに考えておられるかなど。その後、きちんと何もかも完了したときの将来、この土地はどうなるのかという。

室長： 今、おっしゃっていただいたことを改めて、来年度以降で検討させていただいて、案を示させていただいて、諮らせていただこうと思います。基本的な部分で申しますと、今これが最終の図面に一番近いかなと思います。今、現場を見ていただければ、お分かりのように上の段の標高151mぐらいの上の段のところについては、平面がほぼほぼ平面ができたと思います。ここについては今、ごみが見えている状態ですので、50センチぐらいの覆土、よそから土を持ってきて、その上に乗せます。きれいな土を乗せるというふうに御理解いただきたい。のり面に当たる部分については、キャッピング、シートをかぶせるとか、そういうイメージ、何らかの形でのキャッピングを行います。それから下の段については、基本できないところも今あるんですけど、舗装ができればなと思っています。アスファルトなり何なりの舗装ができればいいなと思っています。

住民： 道路。

室長： 道路というにはちょっと……。そこまでレベルの高い舗装ではないと思ってください。例えば、トラックが通ったらどうなんやというと、そんなものが通れるほど頑丈なものではないですが、雨が降ったときに中にしみ込まないようにしようと思っています。基本的に考えているのはそこで、後は先ほど言いましたフェンスをどうするかという話については、基本的にはフェンスぐらいはいるだろうな。子供さんが入ってこられても、確かに管理ができないのに入ってこられても困るので、周囲にフェンスぐらいは要るだろうなとは思っています。ここら辺については、また改めて案を示させていただいて、御協議をさせていただこうと思っています。

中に常駐の建物を設けるかということ、そこまでは恐らく難しいのではないかなど、人を常駐させることは難しいのではないかなどはと思っています。ただ、水処理施設

はいずれにしても動いている状態になりますので、水処理施設の管理のする人というのは一日、そんなに長い時間ではないでしょうけども、例えば、一日二、三時間とかはいただくとことになるのかなとは思いますが。それは水処理施設は動いている間です。

それ以外には、例えば、草が生えてきたらどうするのかみたいな話が後から出てくるかと思しますので、その管理の方法等についてはまた改めて案を示させていただいて、御検討をしていただければと思います。

跡地利用の話については今、余りまだ検討を始めてきた段階です。ここについては本当にまだごみが埋まっている状態ですので、今のところ廃棄物処理法上の指定区域に指定すればどうかと思っています。もともと県有地に変えていますので、そうしなくても変な工事がここで行われるということはないとは思っているんですけども、仮に民間の土地だとしても指定区域に指定すれば、そこで例えば、形状を変更するような工事を行う場合には県に届け出なければならぬとか、届け出があったらこういうふうにしなさいとか、アドバイスができるとかそういう仕組みがありますので。

住民： 私有地いうたら、いずれ転売。県からの。

室長： そんなことを考えているわけではなくて、仮に民有地であったとしてもそういうふうな手続を（行って）終えるのが普通だなというふうなことと言っているだけです。でも県有地ですので、どこかに売るということを念頭に置いてしゃべっているわけではありません。何かに利用できる、いろんな条件がつくんですね。下にごみがあるがためにいろいろな条件がつかますが、何かに利用できるという方向を考えるべきだという御意見もいただけるかなと思います。それについては、住民の方々の御意見もお伺いしながらまた栗東市さんの御意見もお伺いしながら、検討する時間がきつと来るだろうと思うんですが、ただ今のところ、工事後5年間はモニタリングを継続すると言うてますし、それが仮に、結果が悪かったら掘り直すということも想定してますし、少なくともそこまでの間は手をつけられないんじゃないかなと思っています。

住民： 協議会にしろ、自治会にしろ、調査の時だけ来るんじゃないかと、やはりパトロールというか、現場事務所がないんだったらそこら辺の頻度はよう考えていただかなきゃいかんのちゃいますかね。とにかくほったらかしの、有害物質が中にあるだろう土地であることは事実だし、うん。

室長： 私どもとしては、有害物質までは取り除いているつもりなので、ごみはある状態だというふうには理解はしております。

住民： いや、そやけど分別はしているでしょうけど、全部分別処理しているわけじゃないでしょ。完全に。ど真ん中のところ。

室長： 全ての地域をボーリング調査しているかという意味であれば、全ての地域はボーリング調査はしておりません。あくまで、30メートルメッシュの中の1点を取って、代表地を取って、そこにはないというふうなことであるところないところを色分けしているという状況でございます。

住民： 私の考えとしては、何らかの公共的な利用地にしたほうが個人的な土地に転売してしまうとなると、どんな動きがあるかわからないから、指定区域にするとおっしゃってましたけどね。

室長： 何も決して転売することを念頭に置いてしゃべっているわけでは。

住民： もう先々の話やから、もうこの委員会も終わったもつと先の話になると、どうなるかわかりませんやんか。

部長： もともとこういうものがあって、安心できないからということで県に公有化するようにというお申し出があって、公有化したものですから、それは基本的に公有化したという趣旨をずっと守るのが基本だと、もちろん思っております。

住民： 確認だけですけども、北側のこの東側というか、右側というか、ここ白く塗ってますよね。白に塗ってますよね。色はつけてない。

主任技師： ここですか。

住民： その下。処分場内の。

主任技師： ここですか。

住民： それはどうしてですか。色分けしているのはなぜですか。なぜそこだけ色が違うんですか。左側は黄色か何かしてあるか知らんけど、塗ってあって、右側は塗っていないのは何で。どうして。

審議員：そこは北尾さんに貸している運動場の土地なので、そこに今被覆するのではないので。

住民： それはいつまで貸すんですか。どういう、私たちとは全く違う世界でね。こうはつきり言って、僕らから見たら密談ですわ。やってて。勝手に決めているわけですよ。私が一番最初に指摘したときも、説明があって知ったんじゃないくて、私のほうから質問して、あれは何で線が引いてあるんやと、それで貸しているということがわかったわけですよ。その後にブロックされたり何かしはったね。あれいつまで

貸すんですか。そんなね、そんなことはまかり通るんですか。

室長： 今、現在北尾さんと貸し付けというか、契約ができているのは多分、工期の終了33年3月までだと記憶してます。ちょっと資料を持ってきてないのかもしれませんが、いずれにしても33年3月、もしくは35年3月、どちらかだったと思います。それは支障除去事業を行っている間ということで、やられたはずなので。記憶がちょっと、どちらかわかりませんが、33年か35年3月だと思います。

住民： その後絶対に変えるわけですか。

室長： 絶対に変えるというのは、相手がある話なので何とも言えないですが。

住民： おかしいじゃないですか。何でね、本来はこの席で決めるべき問題でしょ。何で北尾だけと話ししているんですか。

室長： 本来、ここで決めるべき問題かというのは僕はちょっと違う意見を持っていますが、何で北尾だけという話でいくと、北尾しか話がなかったからなんですけどね。ここで決める話かどうかはちょっと僕は違う意見を持っています。ただ、皆さんからそういう意見があって、こういう使い方をしたほうがいいんじゃないか、こういう使い方をしてくれというふうにおっしゃる意見に関しましては、当然、県の中で十分検討させていただきたいとは思っております。ただ、工事を進める上においては、32年度末内、34年度末までの事業については既に計画をし、お約束をさせていただいてますが、その後のことについてはモニタリングでのお話について、きょう御説明させていただいたこの内容で御理解いただければと思っておりますが、その部分については決まった内容を遂行していこうというふうに思っております。

それ以外の方法について、もし御意見等あるのであれば、それはそれで次の段階として協議をさせていただきたいというふうに思っております。

住民： 今ね、あの場所を本当に使っているんですか、北尾は。あっここで子供が遊んだり、何かやっているんですか。見たことないですよ。利用状況なんて全くないじゃないですか。何のために貸しているの。

住民： 自治会のスポーツ公園として利用するのであれば、やっぱりそこに県の土地であるならば、やっぱり市の行政としての関与があったほうが良いように私は思いますけどね。

室長： 今の話については、承らせていただきたいと思います。基本の原則としては今までの県と土地の貸し付けの原則としては、今、〇〇さんがおっしゃったとおりです。

住民： ちょっと意味がわからない。何のことしゃべってはんの。

住民： ああ、ちょっと、指を指してもらえます。どの場所かというの。今の白く塗ってますね。あっこの場所、北尾団地に貸しているんですよ。

住民： 何平米。何反。大体見たらわかる。

室長： まあ一反ほどじゃないですかね。多くて一反ほどじゃないですか。

住民： それはいつからでんねん。いや、しゃべってはるのわからへん。5万平米あると聞いてるんやけど。

室長： 全体は5万平米ありますね。はい。

住民： の1,000平米だけなの。

室長： 約、それぐらいじゃないでしょうか。

主任技師：これが50メートルですね。

住民： いつから貸したとか、幾らで貸したとか、何に使わはんのか教えてもらわんと何しゃべってはんのかわからへんねん。

室長： 済みません、いつからかというのは。

住民： 嘉田知事と相談したときでしょう。どうせ。

室長： もともとRD社が、自治会に貸しておられたんですね。それを県有地に変えた後も引き続き…

住民： いやいや、その場所と違うでしょ。その場所はもっと公民館を建てたほうですよんか。

室長： いや、この場所ですよ。

住民： こんなとこ貸してた。

室長： はい。RDが貸しておられたところなんですね。

住民： 住民に。

室長： はい。

住民： そりゃ違うよ。

住民： ちょっと土地、高かったでしょ。セットバック。

住民： 取ったんやな。

住民： セットバックの土地ちやいますか。

審議員： そうです。

住民： セットバックする前に貸してはったん。

審議員： ○○さんがおっしゃるとおり、敷地の境界まで斜面がありましたので、その斜面を○○さんがおっしゃるように20メートルセットバックしてまして、それを北尾さんがおっしゃるには、RD社と将来的には貸し借りがあるとの約束があるんやでということがあったみたいです。そこは詳しくは知りませんが、あそこはRD社が埋め立てが終わったら、何か貸してあげるとかそういうふうな話があったというのは聞いてます。これは、はっきりしませんが、御存じのように今回の二次対策工事が始まる前の段階、前の案ですね。D案が出たときに、皆さんに御意見を伺うときに○○さんがおっしゃるように、あれは平成24年ぐらいですか。あのころに北尾さんにお貸ししたということでございます。それにつきましては。

住民： あの下には廃棄物はあるの。

審議員： 今、敷地内ですので、今貸しているグラウンドの下には廃棄物がございます。

住民： あるんでっか。

審議員： ございます。

住民： あってもいいの。

審議員： あそこは、あの分については、いわゆるRD社の第二処分場の敷地、これは許可された敷地でございますので、ございます。ただ敷地の境界までば一と10メートルか20メートル、盛り上がってきまして、それは後ろに下げている。GLより下は埋まっています。

住民： 悪い言い方したらね。北尾、自分の味方言うたら失礼か、抱き込むために甘い条

件を出したと。そういうことですよ、経過は。それいつまで貸し付けるのかということを知っているんですよ。

審議員：だからそこら辺のことについては、先ほど伺いましたけれども、今の時点では期限を決めてますけど、それ以後についてはそれは当然、我々と北尾さんとお話があるでしょうし、皆さん方のまた御意見を承ることになると思いますが、今のところ北尾さんとはまたやりとりは必要だと思っています。

住民： はっきり言うておきますよ。私らは反対です。

審議員：だからそこについては、いろいろな御意見を承らないといかんと思っています。

住民： 下はごみを除去せなあかんのでない。ごみ入ったままで、そこはせんでもええの。

住民： 本当は、何か支障があるんやったらだめやと。支障がないと判断して、貸しているんやと思うんですけども。

住民： 貸しはったらええんやけど、終わって、そんなもんしててもいい。

住民： だからそれは県のほうが所有してはるので、私がこんな言うてええかわからんけど、県が所有してはるので、県が責任をもって管理すると。そのなかでどうするかという話やとは思うんですけどね。

住民： そこは撤去されるの県は。

審議員：ですから、そこにあるごみはあそこに鉛直遮水壁というのはちょっと指してください。鉛直遮水壁を施工いたしましたので、その中ですので、そのごみが何か汚染水が外に流れてくるということにはございませんので、もう下のGLより下のごみはそのままの状態です。撤去することはございません。

住民： あっここにね、ブロックで組んだようなものをしてますやんか。何のためか知らんけど。ありますやろ。

審議員：えっとですね。何かテニスの（球を）打ったり。だからあそこは、子供さんたちが使ってらっしゃるんです。

住民： 使っていないよ、そんなもん。見たことないもん。

審議員：使ってらっしゃるんです。で、今我々が苦情をうけてますのは、子供たちがボール遊びして、そのボールが処分場のほうへ飛んでくるから、入らんようにしてねと

いう、こういう話は聞いてます。使ってらっしゃるんですよ。

住民： 何でそこまでせんなんの。おかしいやないか。

審議員：いや、だからそこは同じように皆さん方のところと同じようにやっぱり、その地域で、一番そばの地域でございますので、そこはお話はさせていただいたということですよ、北尾さんと。北尾さんの御要望を承ったということですよ。

住民： 嘉田知事のときに、ちゃんとそういうね。丸め込んだんですよ。

住民： 私が言いたいのは、自治会でここは、例えば、スポーツ公園としてきちんとやるならば、市の基準に従って、やっぱり安全性も確保して、土地の地盤とかね。やっぱり子供さんが遊ぶのであれば、そこは市の基準がどういうものなんか知らないけど、ちょっと管理せないかんで。ただ貸して、好きなように使ってくれという、ほったらかしの状態ではちょっと僕はあかんのちゃうかなと思います。それなりにやっぱり市の基準に従って、正式にどこの自治会でもありますやんか、運動公園で。そういうふうに思いますけどね。やみくもに賛成とか反対とかいうことじゃなくて、うん。

部長： おっしゃる意味はよくわかりましたので、その部分はボーリングの結果、有害物がなかったから、それは処理はしてなくて、ただいずれにしても遮水壁はしてあるので、外には漏れないようになっているということがまずわかりますよね。一方で、一番近い、北尾の自治会さんだったので、この工事を進めるに当たってそういうことで貸し付けをすることになったということで、それが皆さん、御存じなかったということはよくわかりましたので、その辺については申しわけないですけども、工事を進める間についてはそういう貸し付けをさせていただいていると。今後、それ以降については本当にどうするのかということについては、今後、この場を含めてお話し合いを北尾さんはもちろんさせていただくということになると思います。

その際に、今おっしゃったどういう形でじゃあ貸すとなれば、貸すのかについてはこれもまた市も含めてですけど、県が直接お貸しするのか、どんな形でお貸しするのかについては貸すとすればですよ。それはまた改めて御相談させていただきたいというふうに思います。今、おっしゃるようにちゃんとすべきやというのはもちろんそのとおりで、安全が確保されないと非常に無責任な話になりますので、今おっしゃった周りに塀をつくるのかということも含めまして、と思いますので御理解いただきたいと思います。

住民： その契約書はあるんですか。出してくださいよ。

審議員： ございますので、ちょっと帰ってから検討させていただきます。

住民：いや、検討じゃない。出してください。

審議員：物については、ちょっと調べさせていただきます。

司会：日吉が丘自治会さんにマイクをお願いします。

住民：今のことで一言、遮水壁があるから大丈夫ですとか、そんな問題じゃなくて、あそこで土地でそういうふうになにか使っているときに、安全であるかとか、それと支障除去せないかんときの工事がまたあそこにも及んでいくことがあるのかどうかとか、そういうことがあるんやったらやっぱり心配せないかんで、あそこに遮水壁があるからいいんですというような何か、ニュアンスの。

部長：そうではなくて、その前にまずボーリング調査をやったときに、結果として今回、ボーリング調査。

住民：だからね、そこの有害物がなかったから貸したんですよといいはったけども、したら工事が二次対策とか全部終わるまでにそれでええんかという、そういうことを思ったんですよ。

それと、ちょっと置いといて、済みません、この前の調査地点のここの矢印、表流水の流れというのがちょっとあったんですけども、あれは経堂池に流れているということですか。

主任技師：そういうことです。

住民：それはどこから流れているの。下を通ってるの。

主任技師：洪水調整池でバイパスの下を通って。

住民：バイパスの下に水路か何かあって。ほなそれやったら、経堂池にばーと流れるんですね。ちゃんと経堂池に。

主任技師：そういうことですね、はい。

住民：いや、さっき経堂池の調査がどうするかという話が出てたから、それやったら表流水が流れるということやから、表流水はどうかということもあるんかなと思って。

主任技師：表流水をここで測って管理をしたいという計画ですね。

住民：ということは経堂池も処分場の影響を受けるということですね。

室長：あの、表流水は、雨の流れた雨水が表面を通っていきますので、ごみに触れないんです。

住民： うん。だからその辺がどうかということが。

室長： それをそんなふうに言われると、この工事全部を否定せなあかん話なので、表面水は少なくとも地下を通過してこないで、ごみを通過しないんです。覆土しますので。覆土しても表面に通過する、下に通過する水と表面を流れる水ができるんですね。表面を流れる水はごみに触れずに洪水調整池に入ります。洪水調整池に入った水が一定の高さにくると経堂池に入ります。経堂池の調査をしないというのは、洪水調整池で調査するからもう経堂池で調査しなくてもいいという意味です。もっと手前で調査しているのだから、他から水が入ってくる可能性のある池の水を調査する必要がないという意味です。ですから表面水はきれいなものだと思います。これがきれいでないとすると、覆土から全部考え方を変えてこなあかんので。

住民： きれいなもんやと思うけど、実際はどうかというのは調べてみなわからんと思って。それとあそこの洪水調整池で調べるからというのはようわかりました。

室長： それと今、適当かどうかは別にして、北尾団地に貸しているところなんですけれども、この上の部分を利用するにしたところで、上の段を利用したところで下に埋まっている廃棄物が飛散・流出しないように、五、六十センチの覆土をするというふうにさっき申し上げましたが、同じことがあの土地には行われているんですね。飛散・流出するという意味ではごみが飛び出ないように覆土はできています。地下水という意味でいうと、さっき遮水壁の内側にあるので、ごみの影響を受けた浸透水が外に出ていかない。だから広場の地下にきれいかどうかは別にしまして、外には出て行かへんし、直接子供が触れるであろう表面の部分は五、六十センチの覆土がかかっているの、直接ごみに触れることはありませんと言っている。そういう意味で「安全です」というふうに申し上げてます。それと工事が……。

住民： 上は覆土は五、六十センチあるからまあええでしょと言いはるのはわかるけども。遮水壁があるから。

室長： つけ加えて遮水壁と覆土をしている部分と一応、あの上の斜面についてはもうキャッピングが終わってますので。だから少なくともその近くにごみを通るというのは、上から通っていったらまた別ですけども、そういうあの広場の場面においては安全性は一定保たれていると。そこが保たれていないと言うと、上の段は今後しようと思っていますけど、それも安全性に疑問があるという話なので、そもそもその工事の根本が変わってくるという話になるので、同じことを先にやりましたという理解していただければと思います。

住民： ちょっとしゃべらせていただきたい。市役所から呼ばれてね、都市計画課なんです。何か計画をするから住民は意見を言いなさいと、金勝やったら金勝に集められて、金勝地域の要望を言いなさい。多分、葉山も葉山に集まって要望言いなさいと。金勝の山手のほうはいろいろ意見を言いはるねんけど、この辺の上砥山のからの意見は余りないんです。言ったんですけど、RDのランプの話をしたんです。RDのはあそこの処分地も今してあるし、何か書いてなど市の都市計画課の人に言うたら、「あれは県の土地やし、ちょっとあかんのや」とか言うてはった。で、県の人 が来はった。運動公園、あっこ開発して運動公園になるんやて、池埋めたってなど勝手なことを言うてたんですけど、きょうその市役所に行って、その10年前につくられた都市計画課のマスタープランというやつを見てたら、金勝地域の人の要望、大体住民の要望が書いてあるんですが、金勝地域のマップを見てたら、RDのことがやっぱり書いてたんですね。多分、あれ10年前につくられたやつ。「RD問題の早期解決」と、葉山地区のRDのこの辺のことを書いてまして、何が書いてあったかと言うたら、何か「ごみ処分地の公園、緑化公園化」か、そんな表現と、「経堂池の釣り堀化」と書いてある。10年前にね。「書いてあるやんか」と言うて、関係ないし書けませんと言われてんけど、何かやっぱり一番最初の質問で大体わかったんですけども、やっぱり10年後に何かするんやと、一文をどこかに書いていただきたいなと思うんです。

ここで出た要望というんですか、公園にせえとか、ああせえとか何か出てたと思うんですけども、どこかに有効活用とか何でもいいし、一文が欲しいなというのがお願いでございます。その辺の話は、回答されましたので、そこから拾ってきたらええと思うんですけども。

それともう一つお願いなんです。間違えたら言うてください。〇〇が持ってたその運動公園のあれ前、〇〇が持ってたと思うんですが、それを市が買われたんですね。経堂池の上。バイパスの、経堂池の南側。そうそうそう。あそこ運動公園にするわという場所は、もともと〇〇が持ってたんですね。

住民： その南側ですね。

住民： うん、多分そうやと思うねん。

住民： あそこの道に面したところに。

住民： それを市が運動公園にするんじゃ言うて持たはったと思うんですね。間違いやったら言うてくださいよ。で、市が持った段階から土手ののり面、雑木が生えてしても、刈らはらへん。〇〇が持ってたときは、土手やらきれいにされてたんです。市が持った途端、あんな汚くなったんです。お願いなんです。平面を覆土、土を乗せるんやと。土乗って何年も放ってたら、草が生えたり、木も生えるんですわ。あんな状態にならんように県にお願いします。もし将来、あんな状態。むちゃくちゃな状態なんです。きれいにして、早いことあちは運動公園にしてもらわなあかんね

んけど、あんな状態にならんように将来はもうやらへんと思いますけど、よろしくお願ひします。

室長： 県有地である処分場の工事が終わった後に、草や木がぼうぼうに生えへんようにしてくれという御要望というふうに理解したらいいですね。

住民： 土地の有効活用やと。

室長： 有効活用は皆さんで御意見をいろいろいただいて、また上向からも御意見をいただけることを期待してますが、管理はできるだけやらさせていただきます。

住民： 桜の木を植えてくれはったらいねん。

室長： またいろんな案を教えてください。5万平米もあるので桜の木を何本植えたかもわかりませんし、いろいろお願ひします。ただ、余り大きな木は植えづらいですね。下にごみがあることは確かです。さっきも言いましたように、覆土は五、六十センチと言うてますので、恐らく覆土を突き破って、根がごみの層まで行ってしまうと、多少ちょっといろんなこちらが思っている表面水の流れる割合とか、地下に入る割合とかが変わってくる可能性もあるので、余り高い木は植えたくはないと思っております。

部長(栗東市)： 失礼いたします。今の都市マスの関係ですけども、これにつきましては各学区別にそれぞれの土地活用の思いというものを聞かせていただいて、その絵姿を描いているというところもございませう。そうした中で、一旦、都市計画課のほうから跡地利用の明記について、どういう形で地元、学区の皆さんが思っているということが具体的にあるのか、ないのかというあたりも踏まえまして、都市計画のほうには伝えておきます。

それと維持管理につきましては、大変申しわけございませう。歩道の際だけは、年に何回か土木交通のほうで刈っていただいているんですけども、その辺につきましては今後、気をつけていきたいと、すみませう。

司会： ただいまの議事4の関係で、御意見、御質問等ございませうでしょうか。

主任技師： それでは調査計画のほうにつきましては、今回、基本項目については御理解いただいたということで決定いたしまして、次回以降ですね。次回になるかどうかはわかりませうが、次回以降詳細項目について、また案を示させていただいて、御意見をいただいて、またアドバイザーの先生から御意見をいただいて検討を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

住民： ちょっと済みませう、ここに書いていることは全部アドバイザーの方は、みんな

御存じなんですか。

主任技師：はい、県の対応案についても見ていただいていますので、計画と一緒に残していきたいと思っています。

司会：そうしましたら、議事4の関係は以上となって、これで予定の議題としましては全て終了したのですが、ほかに何かございましたら、御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の予定議題も終了しましたので、以上をもちまして、第28回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。